



札幌市告示第 4154 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

平成 30 年 8 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部雪対策室計画課 電話(011)211-2682
- 2 入札に付する事項
 - (1) 借受件名及び数量
パソコン及びプリンタ 1 式
 - (2) 借受件名の特質等
入札説明書による。
 - (3) 借受期間及び納入期日
 - ア 借受期間
平成 30 年(2018 年)10 月 1 日～平成 35 年(2023 年) 9 月 30 日(60 ヶ月)
本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、
契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る
予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
 - イ 納入期日 平成 30 年 10 月 1 日
 - (4) 借入場所
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部雪対策室計画課 電話(011)211-2682
 - (5) 入札方法
月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当
該金額の 8%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があ
るときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とす
るので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業
者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 108 分の 100 に相当する金額
を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業
種が中分類「物品賃貸業」、小分類「総合リース業」もしくは「事務用機械
器具賃貸業」に登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再

生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合に、物品請求課で確認した同等品確認書又は同等規格確認書を提出できる者であること。
- (7) 物品請求課の必要に応じて、メーカーが発行する出荷引受書又は品質保証書を提出できる者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。また、入札説明書等は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL :

http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/pc_printer_h30.html

- (3) 入札の日時及び場所

平成 30 年 8 月 27 日（月） 11 時 00 分
札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市役所本庁舎 6 階 1 号会議室

- (4) 開札

入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。

- (5) 入札書の提出方法

上記(3)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。